

Q



配偶者居住権等の評価額の創設について教えてください。

A



配偶者が建物を相続で取得した際に、相続後も生活資金を確保しつつ居住し続ける環境を確保するため配偶者居住権等の評価額の制度が創設されました。

● 改正概要 ●

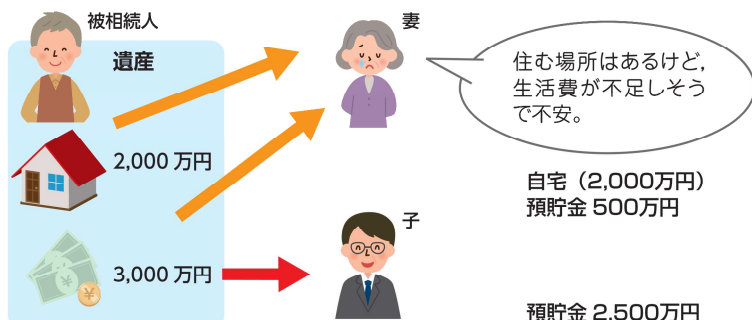
配偶者居住権等の評価額の創設

配偶者が相続時に建物を取得し、相続後も住み続ける際に、住み慣れた自宅で住む権利を確保しつつその後の生活資金も一定程度確保することを可能にするため配偶者居住権等の評価額が創設されました。

<現行制度>

配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

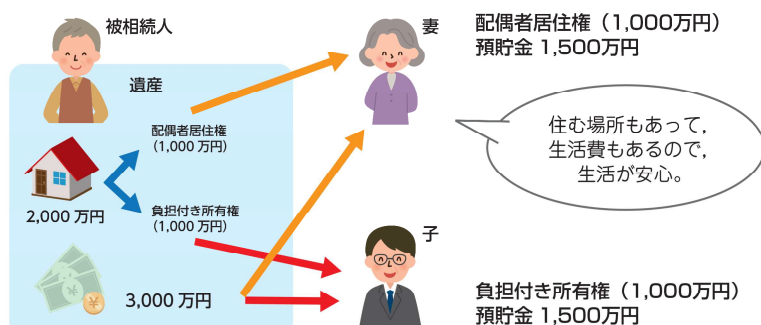
事例 相続人が妻及び子、遺産が自宅(2,000万円)及び預貯金(3,000万円)だった場合
妻と子の相続分 = 1 : 1 (妻 2,500万円 子 2,500万円)



配偶者居住権とは
↓
配偶者がその居住していた建物(被相続人の持ち家)の全部について**無償で使用・収益**ができる権利

<改正後>

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



配偶者居住権の要件
① **被相続人が所有**していたたてものであること
② 相続開始の時に**配偶者が無償で居住**していること等

出典：法務省パンフレットより

令和2年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する配偶者居住権に係る相続税について適用

POINT



配偶者居住権は配偶者が死亡すると消滅するため二次相続で相続税が課されることはありません。上記改正後の例において二次相続が発生した場合、子は配偶者居住権分に相当する相続税を支払うことなく、自宅を取得することになります。